

東洋大学 PPP 研究センター 紀要投稿規定

東洋大学 PPP 研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という）は、東洋大学 PPP 研究センター紀要（以下「紀要」という）への投稿論文の取扱いについて、東洋大学 PPP 研究センター紀要検討委員会規程に基づき下記のとおり定める。

記

第 1 条（投稿資格）

紀要への投稿論文の投稿は、以下のとおりとし、連名も可とする。

- ①東洋大学 PPP 研究センター（以下「センター」という）の研究員、客員研究員及びリサーチパートナー
- ②東洋大学大学院経済学研究科の教員、在学院生、研究生及び修了生
- ③このほか、運営委員会が投稿を認めた者

第 2 条（投稿内容）

紀要への投稿論文は、PPP（Public/Private Partnership）に関する未発表・未投稿の論文とする。
2 投稿者は、投稿論文が書面若しくはインターネット上の媒体で、紀要の一部として公表されること、この場合に何らの対価を請求できないことを承諾しなければならない。

第 3 条（投稿申込）

紀要に投稿しようとする者は、東洋大学 PPP 研究センター紀要検討委員会（以下「委員会」という）が定める期日までに、委員会事務局に対し、指定された書式に従って投稿の申し込みをしなければならない。

第 4 条（論文の提出）

紀要に投稿しようとする者は、委員会が定める期日までに、委員会事務局に対し、東洋大学 PPP 研究センター紀要執筆要領（以下「執筆要領」という）が指定する内容に従って論文を提出しなければならない。但し、提出された論文（紙、磁気媒体等を問わず、委員会事務局に提出された原稿・図表・資料等のすべてを含む）は、理由の如何を問わず、返却しない。

第 5 条（論文様式）

論文は、執筆要領の定める様式に基づいて執筆し、完成原稿にて提出するものとする。

第 6 条（審査）

投稿された論文の審査は、次のように行う。

- ①審査方式：投稿論文の審査は、査読者に対しては投稿者の氏名を、投稿者に対しては査読者の氏名を示さない方式（二重匿名審査方式）によって行う。
- ②査読者の選定：委員会は、投稿論文の分野・性格等を考慮し、委員会が主査及び副査による複数の査読者を選定し、委員会委員長が査読審査を委嘱する。このうち少なくとも 1 名は委員会委員以外の者を選定するものとする。
- ③査読者の倫理：査読審査を委嘱された者は、投稿者の自主性を尊重しつつ、公正な査読に努めなければならない。

- ④査読者の責務：査読者は、論文の査読で知り得た情報等に関する守秘義務を負うとともに、投稿者の論文が剽窃に該当すると思料される場合、第三者の著作権を侵害すると思料される場合、または重複応募に該当すると思料される場合等、投稿者が研究者として果たすべき義務に違背していると判断する場合には、委員会にその旨を報告しなければならない。
- ⑤審査方法：審査方法・審査スケジュール・判定基準・判定の方法・異議申立手続等、審査の詳細については、審査にかかる内規としての東洋大学 PPP 研究センター紀要審査要領で定める。
- ⑥掲載可否の判定：投稿された論文の掲載の可否は、査読者の審査結果を最大限尊重しつつ、委員会が決定する。
- ⑦修正：委員会は、査読者による査読結果を踏まえ、投稿者に論文の一部修正を求めることがある。
- ⑧異議申立て：審査の結果、掲載不可の判定を受けた論文の投稿者は、当該判定に対して、異議申立てを行うことができる。

第 7 条（校正）

掲載される論文の校正は、原則として第一校までとし、委員会の指示に従って行うこととする。

第 8 条（著作権）

掲載される論文等の著作権については、センターに帰属する。

2 センターは、本規程に基づく範囲で掲載論文を使用する場合、掲載論文を掲載した著作物全体への著作権表示として、センターの名称を単独で表示することができる。

また、原著者の氏名表示は、原則として行うが、パンフレットなどに一部掲載する場合は、これを省略することができる。

3 原著者が掲載された文書を他の著作物に収録・転用する場合には、あらかじめセンターの承諾を得るものとする。センターは、原則として無償で許可するものとする。

4 センターが掲載論文を改変する場合には、事前に原著者の書面による承諾を得なければならない。但し、校正に基づく再校及び本条第 2 号に基づく使用についてはこの限りではない。

5 センターは、事前に原著者の書面による同意なくして、本著作権を第三者に譲渡し、又は買入その他担保の用に供してはならない。

第 9 条（準用）

本規程は、第 6 条を除き、紀要の研究ノート及び調査報告に準用する。